

Insight Review

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

新年 あけまして おめでとうございます

謹んで新年のお慶びを申し上げます。
 旧年中は大変お世話になり、
 ありがとうございました。
 本年度も、社員一同、
 皆様のお力になれるよう頑張ってお参ります。
 ご愛顧の程よろしくお願いたします。



CONTENTS

新年あけまして おめでとうございます……	P.1
平成21年度税制改正大綱……	P.2
頭の体操……	P.2
確定申告の準備はお早めに……	P.3
売掛金等が回収できない場合の 貸倒損失の計上時期！……	P.3
できる大人の仕事術……	P.4
新型インフルエンザに ご注意ください……	P.5
12月度の税務スケジュール……	P.5
今月の名言録……	P.6
編集後記……	P.6

世の中が暗いニュースが多く、昨年末から始まった未曾有の大不況で
 気持ち的にもマイナスになりがちですが、こういうときこそ、明るく元気がかつ
 前向きに頑張っていきたいですね。

こういう苦しい状況のときこそ、足元をじっくり固め、つぎの飛躍への礎を築く
 時期なのかもしれません。また、日頃見直すことのできない大胆な改革や新たな取組みにもチャレンジできるチャンスでも
 あるのではないのでしょうか？

苦しくても前を向いて、できることを精一杯がんばっていきましょう。

発明家のトーマス・エジソンは、このように語っています。
 夢や願望をただ持って漠然としているだけでは、目の前にチャンスはなかなか訪れてくれない。
 また、仕事をしているように見えても、真摯な工夫や努力がない人は、神様から与えられたチャンスに気づくことができない。
 仕事というのは受信装置である。毎日の仕事に手を抜くことなく、まじめに取り組んでいる人へのみ、チャンスをつかむ力が
 与えられるのだ。決してあきらめることなく、目標に向かって日々工夫する人にこそ、大きなチャンスがやってくるのだ。
 だから、仕事に手を抜く人が成功を手にすることはない。本当の幸福を手にすることもできない。
 神様は世の中をこのように公平につくっているのである。

平成21年が皆様にとって、より実りある1年となりますことを祈念しております。

私たちが大きなチャンスを見逃しているのは
 ほとんどそれが日々の仕事の中に
 隠されているからだ。

(トーマス・エジソン)

世界の名言100 (総合法令刊)



なお、年初の営業は、1月5日(月)からとなっております。よろしくお願い申し上げます。

平成21年度 税制改正大綱が公表！

12月12日、与党の平成21年度税制改正大綱が公表されました。その冒頭において「今年度からの3年間のうちに景気回復を最優先で実現するとの断固たる決意に基づいて、わが国の内需を刺激するため、大胆かつ柔軟な減税措置を講じる」とあるように、減税色の強い税制案になっているようです。

正式にはこれからはじまる国会の決議を経て決定されますので、4月にあらためて報告させていただきますが、利用機会が多いと思われる主な税制改正項目は以下の通りです。



中小企業関連税制

- 中小企業に対する軽減税率の時限的引き下げ 800万円以下の所得に対する税率を22%から18%に引き下げ
- 中小企業の欠損金繰戻し還付制度の復活
- 情報基盤強化税制における償却限度額の拡充
- 取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設 一定の要件のもと、相続等した自社株分の相続税の80%を納税猶予

所得税関連

- 住宅ローン減税の拡充 最高500万円(長期優良住宅は600万円)の税額控除が可能な制度など
- 耐震改修促進税制の拡充
- 新たな省エネ改修促進税制の創設 借入残高ではなく工事代金に対応する税額控除制度
- 生命保険料控除の改組 介護医療保険控除の創設と適用限度額の見直しなど
- 確定拠出年金制度 個人拠出(マッチング拠出)の全額を所得控除

土地関連税制

- 土地等の長期譲渡所得の1000万円特別控除の創設(個人)
- 事業者が土地等の先行取得をした場合の課税の特例 一定の要件のもと、先行取得した土地等について一部圧縮記帳が可能

金融・証券税制

- 上場株式等の配当所得および譲渡所得等に対する税率の特例見直し 10%の軽減税率
- 少額の上場株式等投資のための非課税措置 年100万円までの取得には配当所得、譲渡所得等に課税しない制度
- 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率の特例延長
- 源泉徴収選択口座における源泉徴収税率の特例延長

国際課税

- 外国子会社配当の益金不算入制度の創設
- 間接外国税額控除制度の廃止

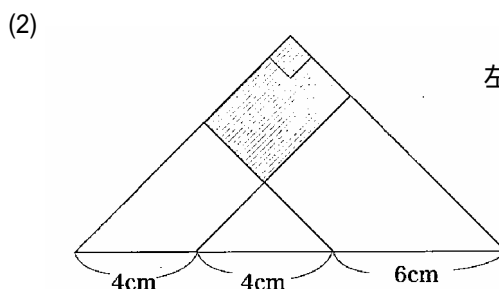
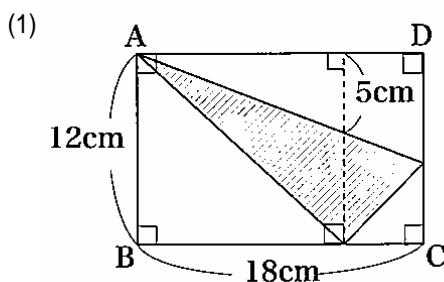
その他の項目

- いわゆる定額給付金(予定)について所得税非課税
- 電子証明書等特別控除を2年延長



頭の体操

次の斜線部分の面積を求めなさい。(解答はP.5)



左図は二等辺三角形を3つ重ねたものです

小6算数(浜学園テキスト)より抜粋

確定申告の準備はお早めに！

平成20年度の確定申告が近づいてきました。確定申告をされる方は、お早めにご準備をお願いします。



<確定申告が必要な方>

- 事業所得や不動産所得がある方
- 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- 給与を受けている方で他の所得(給与、退職金を除く)が20万円を超える方
- 給与を2か所以上から受けている方
- 土地や建物を売却された方
- 生命保険契約、損害保険契約等に基づく一時金や満期返戻金があった方
- 有価証券の売却により利益がある方(特定口座を開設しており、源泉徴収をされている方は不要です)
- 有価証券の売却により損失のある方(確定申告することにより損失を翌年以降の利益と相殺できます)

<確定申告をすると税金がもどる方>

医療費控除

病院や薬局等で医療費を10万円以上支払われた方(所得が少ない人は、所得の5%以上)は、医療費控除を受ける事ができます。病院等の領収証、電車で病院に行かれた場合は、日付・病院名等を記入したメモをご用意ください。

雑損控除

災害や盗難によって住宅や家財に損害を受けた場合や、それによってやむをえない支出をした場合は、雑損控除を受けることができます。盗難の場合はその事実が分かる書類(被害届等)、災害による支出は領収証をご用意ください。

住宅取得金控除

20年度中に自宅を新築、購入または増改築をした方で、20年度中に居住した方が、新築、購入または増改築をするために借入を行った場合は、住宅取得金控除を受けることができます。(2年目からは、年末調整可能)

必要書類・・・建築請負契約書(売買契約書)、領収書、借入金の残高証明書(専用書式)住民票、登記簿謄本

売掛金等が回収できない場合の貸倒損失の計上時期

売掛金や貸付金が回収不能となった場合は、貸倒損失として損金に処理できます。しかし回収不能かどうかの判断は様々で、税務上では通達で大きく以下の3つに分けて通達で細かく条件を定めています。

**会社更生法や特別清算・債権者集会での決定・書面による債務免除等法的に債権が消滅した場合
実質的に債権の全額が回収できないことが明らかになった時
売掛債権が取引停止後1年以上回収できないときや、回収のコストが債権金額より大きい時
個別事案に関する対応は、ご相談ください**

人情としては早く落としたい！

売掛債権などは売上に上げて収益としていますから、どうせ回収できないのなら税金を払う前に損金として落としてしまいたいのが人情ですが、回収不能の条件を満たしていない場合は、税務上損金として認められませんからご注意ください。

遅い分ならかわないのか？

逆に今期は赤字なので、回収不能が明らかとなったが、来期に落とす分には遅いものだから問題はないだろうと、そのまましておいて次の期に損金に落とした場合はどうなるのでしょうか。結論から言えばその場合も、損金としては認められません。貸倒損失は、回収不能であることが明らかになった事業年度において損金処理することが出来るとありますので、明らかになった事業年度以外では損金処理はできませんので気を付けてください。

欠損金の繰越延長と同じ

これは税務上欠損金の繰越期間は7年ですが、その後の事業年度で貸倒損失の処理を認めると、実質的に繰越期間の延長を認めることとなるからだと言われています。



できる大人の仕事術

世の中には超多忙な身でありながら、確実にその日のスケジュールをこなしながら、いい仕事をしている人がいます。そんなスーパービジネスパーソンは「時間のとらえ方」と「モノの使い方」に工夫があるようです。24時間が工夫次第でそれ以上の価値となるよう実践してはいかがでしょうか。

スケジュール管理の達人は、モノを上手に使いこなす



- ・手帳に予定を書くときは「終わる時間」を決定（終わりを意識し、仕事に集中）
- ・翌週のスケジュールは金曜の午後、または土曜日に決定（月曜の午前を確認の時間にあて、スタートダッシュ！）
- ・自分へのアポを手帳に書き込みます。（自分の時間をスケジュールに入れ、よほどのこと以外はキャンセルしない）
- ・仕事は15分単位で進めます。（15分以上の仕事は×3コマ、×4コマとすると効果的に時間を配分できます）

情報のインプット・アウトプットに欠かせない武器(ツール)

- ・七つ道具
メモ帳 筆記用具 付箋 ダブルクリップ 携帯ミニホチキス 蛍光ペン 携帯電話(カメラ付き)
- ・付箋を使うコツ
資料に付箋を付けるときは何月に貼ったか色分け（付箋が増えたときに検討をつけやすいです）
取引先、案件の種類ごとに色分け
ノート、手帳の裏表紙に付箋を貼ってストック
- ・クリアファイルは「長期」「短期」「進行中」など優先順位がわかるように色分けして使うと探す手間が短縮
- ・ファイルボックスは「進行中」「完了」と2つに分け、
「完了」を「捨てる」「保存」「検討中」と分けるとうっかり捨てるミスを防ぐことが可能

結局ムダになるメモ、あとで使えるメモの違い

- ・とっさのアイデアに対応できるように、財布のなかにお札のサイズのメモ用紙と、小型ペンを入れておくこと
- ・「主語」+「述語」のワンフレーズを意識して、記号を使えば早く正確にメモすることが可能
- ・空いた時間に携帯電話に、企画の下書きや、アイデアを入力して自分にメールすること
- ・すぐに解決できない問題は、さっとメモして次の仕事に取りかかること



できる人は、「ノート」の使い方を知っている

- ・アイデアノートを用意（白い無地のモノがおすすめです）
1ページに1アイデア（余白を残し、後から書き込めるようにします）
各ページに日付スタンプ（何もアイデアがない日もスタンプを押せば、何かないか考えます）
- ・方眼ノートの活用法
現状を図式化して分析したり、対象を比較したりする場合はマス目の入ったノートがベスト
また、図式化して書くことに慣れてきたら、色つけていきましょう。赤・青・緑・黒の4色を使って
アイデア(赤) 具体例(青) 問題点(青) とすると、ページを見渡しただけで状況の確認が可能

結果を出すための大人の「勉強法」

- ・自身を「パブロフの犬」にすること（決まった時間にアラームが鳴るようにして、強制的に勉強する習慣を作ります）
- ・文字の詰まった資料は、下の文字が隠れる定規を用意して、読む行のみ見えるようにあてると集中力がアップ
- ・資料を読みながら、重要度に応じてページの右上にマーク（○、△、×）をつけると後から読み返しが簡単
- ・青いインクのペンで、暗記事項を書いて読むと脳がリラックスして、暗記力がアップ
- ・「動線利用暗記術」日常生活でもっとも良く通るルート(生活動線)に重要事項を書いた紙を貼付（トイレの壁、寝室の壁などに無理なく見える高さに貼ります）



新型インフルエンザにご注意ください！

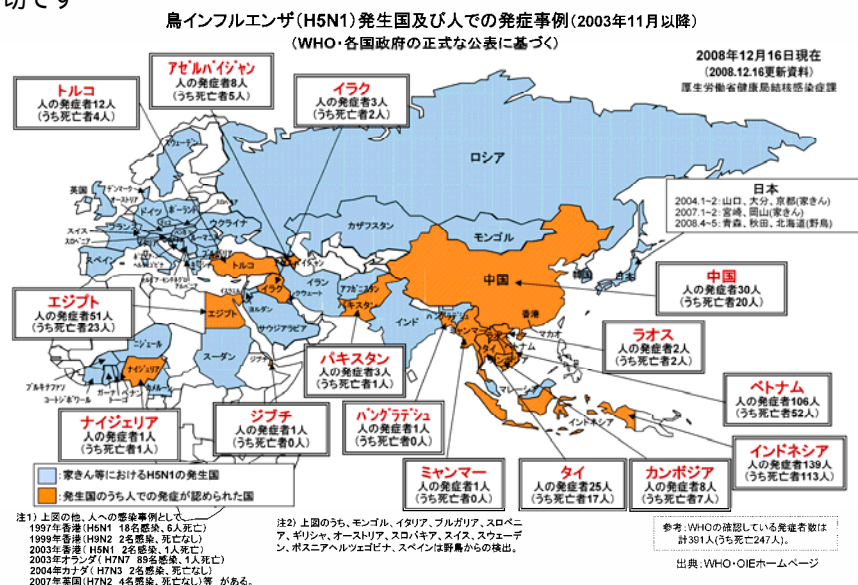
近年、鳥インフルエンザ(H5N1)が鳥から人に感染する事例が数多く報告されています。この鳥のインフルエンザウイルスが変異し、新型インフルエンザが発生する可能性が危惧されています。

新型インフルエンザとは、人類のほとんどが免疫を持っていないために、容易に人から人へ感染するものであり、世界的な大流行(パンデミック)が引き起こされ、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が懸念されるものです。政府は新型インフルエンザの発生に備えた行動計画を定め、同計画に基づいた準備を進めていますが、私たち一人一人が必要な準備を進め、実際に発生した際は適切に対応していくことが大切です

予防方法は？

通常のインフルエンザは、感染した人の咳、くしゃみ、つばなどの飛沫とともに放出されたウイルスを吸入することによって感染します。そのため、外出後の手洗い、マスクの着用、流行地への渡航、人混みや繁華街への外出を控えること(不要不急の外出の自粛)が重要です。また、十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとることも大切です。

まずは、予防対策を万全にして、発生した場合にも冷静に対処していきましょう。発症した場合の治療も研究中ですが、現在のところインフルエンザの治療に使われている抗インフルエンザウイルス薬が有効とのこと。



1月度の税務スケジュール

内 容	期 限
12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 1月13日(火) 年2回納付の特例適用者は1月20日(火)
11月決算法人の確定申告 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税	申告期限 } 2月2日(月) 納 期 限 }
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	
5月決算法人の中間申告(半期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税	
消費税の年税額が400万円超の2月・5月・8月決算法人の3月ごとの中間申告 消費税・地方消費税	
消費税の年税額が4,800万円超の10・11月決算法人を除く(法人・個人事業者の1月ごとの中間申告 消費税・地方消費税 (9月決算法人は2ヶ月分))	
支払調書の提出	
固定資産税の償却資産に関する申告	
給与支払報告書の提出	
個人の道府県民・市町村民税の納付(第4期分)	

「頭の体操」の回答 (1) 63cm² (2) 12cm²

今月の名言録

～ 未来を開く ～

明治維新のように、大きな変動が予想される時代には、それにふさわしい若い力が、勇気と自信を持って台頭してこなければ将来はありません。

しかし、ただ若いだけで、その特典が自動的に与えられるわけではありません。未来を開くのは、どんな若者でしょうか。

職場においても、見識を持ち、積極的に意見を述べ、次から次へと上司に提案し、自分がこの職場、この企業を改善するのだという意気に燃えた人であらうと思います。

また、そのような若者は、よく勉強もしますし、透明なまでに素直な心の持ち主であって、ひねくれたり、ニヒルであったり、文句のための文句を言うような人間ではないはずです。

加えて、自己犠牲の精神を持っていなければなりません。自分だけが楽をし、いい目にあおうというつもりで提案し、意見を述べてみても、誰も聞く耳を持ってはくれません。

そして何よりも大切なのが、強烈な意志です。体を張って、命を捨ててかかるくらいの気構えがなければ、決して人を動かせるはずもなく、改革らしい改革などできるわけがありません。

(「心を高める、経営を伸ばす」稲盛和夫著 PHP研究所)



編集後記

新年明けまして、おめでとうございます。仕事柄、顧問先様ばかりでなく色々な人との出会いがあります。その中で教わる事ばかりですが、印象に残った方を紹介したいと思います。昨年5月頃に雑誌を見てはじめて行った「今福」と言う居酒屋です。錦三丁目のネオン街のビルの中にある、席数20席ほどのお店です。料理はおまかせコースのみで(といっても標準的な居酒屋の価格です)、板長とその身内で切り盛りしています。普段は、複数で行くのですが、年末に1人で行ったらカウンター越しに板長とお話することができました。以前より、料理の美味しさはもちろんのこと、その居心地の良さにひかれて足を運んでいたのですが、雑談のなかではっとさせられました。初詣の話になったときに、「・・・世間の人は神様に願い事をまず念じますが、願い事よりも感謝の心が大切ですね・・・」。居心地の良さの理由が少し分かったような気がしました。客におもねるわけでもなく、帰り際には手が空いていれば店の外まで見送ってくれる板長に、僕も感謝しました。今年も、私に信頼を寄せて頂くすべての皆様に感謝しつつ、全力でお手伝いしますのでよろしく願います。

(藤田 智明)



事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL: 052 - 331 - 0135
052 - 331 - 0145

FAX: 052 - 331 - 0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
松永 裕美

